環境放射線センター電気設備等修繕業務

一　般　競　争　入　札
入　札　説　明　書

令　和　8　年　11　月

福島県環境創造センター

入　札　説　明　書

この入札説明書は、環境放射線センター電気設備等修繕業務について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）及び本件「環境放射線センター電気設備等修繕業務」に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1　発注者（契約権者）

福島県環境創造センター所長　郡司　博道

2　入札に付する事項

(1) 件名及び数量

ア　件名　環境放射線センター電気設備等修繕業務

イ　数量　一式

(2) 業務の仕様等

別紙仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

別紙仕様書のとおり

3　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(2) 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) 本県内に本社、支社又は営業所を有していること。

(5) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿（令和 8・9・10 年度）（10

電気・通信機器類に限る）又は、福島県の令和 7・8 年度工事等請負有資格者名簿（電気設備工事が許可されていること）のいずれかに記載されていること。

4　入札に参加する者に必要な資格の確認

(1) 入札に参加を希望する者は、3 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書（様式１）に次の書類を添付し、令和 8 年 11 月 17 日（火）から令和 8 年 11 月 20 日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに、5(1)に掲げる場所に郵送又は持参により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。ただし、郵送による場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法とし、令和 8 年 11 月 20 日（金）午後 5 時 15 分まで必着とする。

なお、期日までに申請を行わなかったときには、入札に参加する者に必要な資格が与えられないので注意すること。

このほか、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出又は聴取等を求めることがある。

ア　一般競争入札参加資格等確認申請書（様式１）

イ　事業者概要（様式３）

事業者の概要がわかる書類（会社案内、パンフレット等）を添付すること

（注）返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金（460 円）の切手を貼った長 3 号封筒を同封すること。

(2) 資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、いったん受領した書類は返却しない。

(3) 入札参加資格の有無については、一般競争入札参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）（様式２）により令和 8 年 11 月 25 日（水）までに通知する。

5　入札書の提出場所等

(1) 入札に関する書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号　〒975-0036

住　　所　福島県南相馬市原町区萱浜字巣掛場 45 番地の 169

福島県環境創造センター環境放射線センター

電　　話　0244-32-0800

ＦＡＸ　0244-32-0809

電子メールアドレス　kansou-housyasen@pref.fukushima.lg.jp

(2) 入札説明書及び入札等関連資料の配付期間

令和 8 年 11 月 17 日（火）から令和 8 年 11 月 26 日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

郵送による配付を希望する場合は、日本産業規格A列４番の大きさの用紙 50 枚が入る程度の大きさで、450 円分の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封のうえ、５(1)に掲げる場所まで令和８年 11 月 20 日（金）午後５時 15 分までに必着で請求すること。

なお、福島県環境創造センターホームページからダウンロードして入手することができる。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

日　　時　令和８年 11 月 27 日（金）　午前 10 時 00 分

場　　所　福島県環境創造センター環境放射線センター　１階小会議室

（福島県南相馬市原町区萱浜字巣掛場４５番地の１６９）

6　入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書（様式４）に必要とする事項を記載し、入札当日持参すること。

(2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア　一般競争入札参加資格確認通知書（様式２）の写し

イ　委任状（様式５）　※代理人が出席し、入札する場合

ウ　入札保証金を納付した領収書　※入札保証金を納付する場合

(3) 郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。

(4) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア　落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。なお、押印を省略する場合には、本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載すること。

ウ　代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。なお、押印を省略する場合には、本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載すること。また、代理人は委任状（様式５）を持参すること。

(5) 入札者又はその代理人は、本入札に際し、他の入札者の代理人になることができない。

7　入札保証金

(1) 入札に参加を希望する者は、5(3)に掲げる日時までに入札金額（税込）の 100 分の 3 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、県の発行する納入通知書にて現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとする、又はその納付に代えて担保として財務規則第 169 条第 1 項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

(3) 入札者で入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した領収書を 5(3)に掲げる日時及び場所へ提出すること。

(4) 財務規則第 249 条第 1 項各号（別記 1）に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、入札保証金納付の免除を申請する者は、4(1)に掲げる期日までに、入札保証金納付免除申請書（様式 6）、業務実績証明書（様式 6 － 1）、業務実績証明願（様式 6 － 2）により 5(1)に掲げる場所まで申請するものとする。

ただし、入札保証保険により免除申請をしようとする者は、業務実績証明書（様式 6 － 1）、業務実績証明願（様式 6 － 2）の提出は不要とする。

(5) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則に定めるところによる。

8　入札方法及び開札等

(1) 開札は 5(3)で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札に先立ち、入札者は 6(2)で指定する書類により確認を受けるものとする。

(3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。

(4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。

(5) 初回入札が無効（ただし、下記 12 の(8)～(10)に該当する場合を除く）となった者は、再度入札に参加できないものとする。

(6) 再度入札に付しても、なお、落札者が決定しない場合は、1 回に限り再度入札に付すことができるものとする。

9　入札者に要求される事項

入札者は、4(1)に掲げる書類を期限まで提出し、確認通知書（様式 2）により入札参加資格があると認めた者とし、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県環境創造センター所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10　入札心得

(1) 入札者は、入札説明書、仕様書等を熟知のうえ入札しなければならない。

(2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書（様式４）を提出することを原則とするが、都合のあるときは、この限りではない。

(3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（様式５）を持参させ、確認を受けなければならない。

(4) 入札者又はその代理人は、本入札に際し、他の入札者の代理人になることができない。

(5) 入札者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。

ア　契約の履行にあたり故意に不正の行為をした者

イ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者

ウ　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

オ　前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

(7) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。

(8) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11　入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときには、入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。なお、これらの場合において、入札者に生じた損害は、入札者の負担とする。

12　入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) この入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者の入札

(3) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札

(4) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
(5) 郵便、電報、電送その他の方法による入札
(6) 委任状を持参しない代理人のした入札
(7) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理人をした者の入札
(8) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名、連絡先の記載がない入札を含む。）
(9) 金額を訂正した入札
(10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
(11) 同一人が同一事項に対して２通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
(12) 明らかに連合によると認められる入札
(13) その他、入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

13　落札者の決定方法
(1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札した者を落札者とする。
(2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。
　この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
(3) 入札者がいないとき、又は再々度入札を執行しても落札者がない場合は、施行令第 167 条の２第１項第８号の規定により随意契約をすることができる。

14　契約保証金に関する事項
(1) 落札者は契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
(2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとする、又はその納付に代えて担保として財務規則第 169 条第１項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
(3) 財務規則第 229 条第１項各号（別記２）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
(4) 契約保証金の減免については、落札者に別途連絡する。
(5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則に定めるところによる。

15　契約書の作成

(1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、発注者が交付する契約書（案）に記名押印し、発注者が指定した期日まで契約を締結しなければならない。ただし、発注者がやむを得ない理由があると認める場合はこの限りでない。

(2) 契約の確定時期は、地方自治法第 234 条第５項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

(3) 落札者が、15(1)に規定する期間内に契約書（案）を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

(4) 本契約案件は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができる。落札者は、電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載のうえ、5(1)に掲げる部署宛に電子メールにより提出すること（※電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約とする。）。

なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページ内の電子契約サービスに関するページ

（https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html）

を参照すること。

16　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

17　契約条項

契約書（案）及び財務規則による。

18　その他

(1)　入札に参加を希望する者は、仕様書等について疑義がある場合において、一般競争入札仕様書等に関する質問書（様式７）により、説明を求めることができる。

質問書によるものは、一般競争入札仕様書等に関する回答書（様式８）により回答するほか、福島県環境創造センターホームページに掲載する。ただし、入札参加資格があると認められなかった者からの質問についての回答は、特に必要と認められない限り行わないものとする。

受 付 期 間　令和８年 11 月 17 日（火）から令和８年 11 月 19 日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

受 付 方 法　郵送、ファクシミリ、電子メール又は持参

受 付 場 所　５(1)に掲げる場所

回答予定日　令和８年 11 月 19 日（木）

(2) 本入札説明書受領者は、本入札手続き以外の目的で次の行為を行ってはならない。

ア　本説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡

イ　第三者への配布を目的とした本説明書の複写

ウ　第三者への本説明書複写物の配布

19　当該契約に関する事務を担当する部署

5(1)に同じ。

別記１

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第 249 条　前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1)　一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。

(2)　一般競争入札に参加する資格を有し、過去２年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第９号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(3)　試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4)　その他別に定めるとき。

２　契約権者は、前項の規定により入札保証金の全部又は一部の納付の免除をする場合においては、入札に参加しようとする者ごとにこれを告げ、かつ、その旨を明らかにした書類を作成しておかなければならない。

別記２

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第 229 条　前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1)　契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。

(2)　契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。

(3)　契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の３第２号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第２項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。

(4)　過去２年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第９号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(5)　随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 200 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(6)　１件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品

が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。

(7)　１件 500 万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(8)　１件 300 万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(9)　工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に 100 分の 10（建設工事又は製造以外にあつては 100 分の５）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(10)　除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に 100 分の５を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(11)　応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に 100 分の５を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(12)　１件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第１号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。

(13)　県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡しが拒絶されるおそれがないと認められるとき。

(14)　法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。

(15)　財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。

(16)　試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(17)　県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(18)　貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

２　前項第５号の場合において、当該契約の相手方が当該契約に関して当該契約の相手方と同種の営業を営み、かつ、県内に主たる営業所を有する者で契約権者が確実であると認めるものを連帯保証人として立てるときは、同項第５号中「200 万円未満」とあるのは、「300 万円未満」と読み替えるものとする。